

◎本人確認書類について

【本人が申告する場合】 下表の①と②の両方をご用意ください

①	マイナンバーを確認できる書類		以下の書類のうち1つ マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーの記載のある住民票・マイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書
②	身元を確認できる書類 (アまたはイ)	ア	顔写真付きの以下の書類のうち1つ マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)・身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・療育手帳・パスポート・在留カード・特別永住者証明書 等
		イ	顔写真なしの以下の書類のうち2つ 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・戸籍の附票の写し(謄本抄本とも可)・納税証明書・源泉徴収票・納税通知書 等

【代理人が申告する場合】 下表の③から⑤の全てをご用意ください

③	代理人の代理権を確認できる書類		以下の書類のうち1つ 本人が作成した委任状(原本)・税務代理権限証書 等 ※同世帯の家族の場合は不要です
④	本人のマイナンバーを確認できる書類		必要書類のうち1つ 【本人が申告する場合】の①と同じ
⑤	代理人の身元を確認できる書類(ウまたはエ)	ウ	顔写真付きの書類のうち1つ 【本人が申告する場合】の②のアと同じ
		エ	顔写真なしの書類のうち2つ 【本人が申告する場合】の②のイと同じ

◎計算を省略して申告書を提出する方法について

各所得や控除の計算については、全ての項目を記入いただく必要はありません。下記の必須項目に記入していただき、添付資料を同封していただければ申告書の提出が可能です。必須項目以外の記入内容に不足があった場合でも、詳細について職員が添付資料を確認し、各所得・所得控除に関する内容を補完します。

必須項目

【全員が記入】☐ 住所、氏名などご本人様に関する情報(申告書表面上部)

【該当者が記入】☐ ⑰寡婦控除☐ ⑱ひとり親控除☐ ⑲勤労学生控除☐ ⑳障害者控除☐ ㉑㉒配偶者(特別)控除☐ ㉓扶養控除

【重要】必須項目の記入内容は原則職員が補完できません。記入もれがある場合は

控除の適用が受けられずに税額が高くなる可能性がありますのでご注意ください。

記載例
QR

◎納税通知書の発送について

◆ 普通徴収 …ご自分で年4回で納めて頂く方
ご自分で納付書や口座引き落としにより市県民税・森林環境税を納めて頂く方には令和7年6月中旬頃市県民税・県民税・森林環境税納税決定通知書を送付いたします。非課税の方にはお送りしていませんので、あらかじめご了承ください。

◆ 年金特別徴収 …年金から引き去り年6回で納めて頂く方
令和7年4月1日時点で65歳以上の方は、原則として年金より市県民税・森林環境税が引き去りされます。対象となる方には令和7年6月中旬頃市県民税・県民税・森林環境税納税決定通知書を送付いたします。

◆ 給与特別徴収 …給与から引き去り年12回で納めて頂く方
給与所得を受け取る方は毎月の給与の支払いから市県民税・森林環境税が引き去りされ、給与支払者(事業所等)がまとめて納入します。対象となる方には事業所を経由して、令和7年5月中旬頃市県民税・県民税・森林環境税納税決定通知書を送付いたします。

◆ 併用徴収 …複数の方法で納めて頂く方
2つ以上の納税方法がある方(例：年金収入と給与収入がある方など)は、給与特別徴収分を5月に、普通徴収分と年金特別徴収分を6月にそれぞれ送付します。

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

御殿場市

市民税・県民税は、前年中の所得に対して課税されます。

この手引きをよくお読みいただき、令和6年1月から12月までの所得を申告してください。

申告判断表

この表を参考に、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください

ここから始めてください

令和7年1月1日現在、御殿場市に住所がある

いいえ

御殿場市への申告は不要です
令和7年1月1日の住民登録地にご相談ください

はい

令和6年1月から12月までに所得(非課税所得以外)があった

いいえ

申告が必要な場合があります
※詳しくは後述の「◎所得が無かった人について」をご覧ください

はい

税務署に確定申告書を提出する

はい

市民税・県民税申告は不要です

いいえ

給与・年金以外に所得があった

はい

市民税・県民税申告をしてください

いいえ

源泉徴収票に記載されていない控除の適用を受ける または
源泉徴収票の記載内容に変更がある
※所得税の還付を受ける場合は確定申告書を税務署へ提出してください
その場合、市民税・県民税申告は不要です

はい

市民税・県民税申告をしてください

いいえ

市民税・県民税申告は不要です

◎所得が無かった人について

令和6年1月から12月までに所得がなかった人や非課税所得(障害年金、遺族年金など)のみの人は原則申告の義務はありませんが、所得課税証明書等の取得、国民健康保険税の算定や給付、国民年金保険料免除の申請、児童扶養手当の支給、保育料の算定、公営住宅の家賃算定などを行う際には必要となります。

申告するときに必要なもの

①市民税・県民税申告書

②「マイナンバーカード」または「番号確認書類と本人確認書類」

③令和6年1月から12月までに所得があった人は、その所得を証明できるもの
例：源泉徴収票・給与等の支払明細書・収支内訳書・その他帳簿類 等

④社会保険料(国民健康保険税・国民年金保険料など)、生命保険料(一般・介護医療・個人年金)、地震保険料(旧長期損害保険料含む)、寄附金等の支払証明書又は領収書

⑤控除対象となる医療費がある人は、医療費控除の明細書(事前に作成してください)・医療費通知書

⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳・療育手帳・障害者控除等認定書

⑦代理人が申告する場合は、代理権限を確認できる書類(委任状など)
※②⑦について詳しくは裏面の「◎本人確認書類について」をご覧ください

※市民税・県民税申告書は郵送で提出することができます。
必要な書類を同封して右記まで送付してください。
※所得や控除の計算は省略できます。詳しくは「◎計算を省略して申告書を提出する方法について」をご覧ください。

◎お問合せ
御殿場市役所総務部課税課市民税スタッフ
〒412-8601 御殿場市萩原483番地
TEL (0550) 82-4129(直通)

所得の計算方法

以下のア～シ、①～⑫は市民税・県民税申告書の収入所得欄に対応しています

◎ 営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得の計算 ※収支内訳書などに記入して合わせてご提出ください

ア・イ・ウ・ク 収入金額 − 必要経費 − (専従者控除) = ①・②・③・⑧ 所得金額

◎ 給与所得の計算欄

給与の収入金額	カ		円
---------	---	--	---

カの金額		給与所得の計算	
0円	～	550,999円	B 0円
551,000円	～	1,618,999円	B カー550,000円
1,619,000円	～	1,619,999円	B 1,069,000円
1,620,000円	～	1,621,999円	B 1,070,000円
1,622,000円	～	1,623,999円	B 1,072,000円
1,624,000円	～	1,627,999円	B 1,074,000円
1,628,000円	～	1,799,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A 円 A×2.4+100,000 B 円
1,800,000円	～	3,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A 円 A×2.8-80,000 B 円
3,600,000円	～	6,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A 円 A×3.2-440,000 B 円
6,600,000円	～	8,499,999円	カ×0.9-1,100,000 B 円
8,500,000円	～		カ-1,950,000 B 円

※カが8,500,001円以上で次のいずれかに該当する場合	※カが8,500,000円以下、 又は カが8,500,001円以上で 左の条件に当てはまらない場合
⑥本人が特別障害者 ⑥23歳未満の扶養親族を有する ⑥特別障害者である扶養親族（配偶者含）を有する (カ-8,500,000円)×10%(上限 150,000円) C 円	C 0 円
B-C	D 円

給与所得Bと公的年金等に係る雑所得⑦(右の計算欄) がある方で両方の合計が100,001円以上の方	左の条件に当てはまらない人
B(上限10万円)+⑦(上限10万円)-100,000円 E 円	E 0 円
D-E	⑥ 円

◎ 総合譲渡・一時所得の計算欄

収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額※	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	コ 円
	長期	円	円	円	サ 円
	一時	円	円	円	シ 円
コ・サ・シ・⑩の金額を申告書の対応する欄に記入してください				合計 コ+[(サ+シ)×1/2]	⑪ 円

所得控除及び人的控除の差（※）

◎ 所得から差し引かれる金額（令和6年1月～令和6年12月に支払ったもの）

以下⑬～㉑は市民税・県民税申告書の所得から差し引かれる金額欄に対応しています

控除種類		内容【控除額】
⑬	社会保険料控除	あなたがや生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合【控除額：支払額の合計】 ※年金から特別徴収された介護保険料等は特別徴収された方以外の控除とすることはできません。
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金などを、あなたが支払った場合【控除額：支払額の合計】
⑮	生命保険料控除	あなたが支払った一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合【控除額：以下の計算式等を参考に求めてください（限度額7万円）】
		○計算式① 新保険料（平成24年1月1日以降契約分） 保険料の支払額① 控除額 12,000円以下 保険料の全額① 12,001円～32,000円 ①×1/2+6,000円 32,001円～56,000円 ①×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
		○計算式② 旧保険料（平成23年12月31日以前契約分） 保険料の支払額② 控除額 15,000円以下 保険料の全額② 15,001円～40,000円 ②×1/2+7,500円 45,001円～70,000円 ②×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円
		介護 新保険料の合計 C 円 医療 Cの金額を計算式①に当てはめて計算した金額を下のロへ
一般	新保険料の合計 A 円 旧保険料の合計 B 円	Aの金額を計算式①に当てはめて計算した金額を右の1へ Bの金額を計算式②に当てはめて計算した金額を右の2へ
個人年金	新保険料の合計 D 円 旧保険料の合計 E 円	Dの金額を計算式①に当てはめて計算した金額を右の4へ Eの金額を計算式②に当てはめて計算した金額を右の5へ
1	限度額28,000円 円	限度額28,000円 1 円
2	限度額35,000円 円	限度額35,000円 2 円
3	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 3 円
4	限度額28,000円 円	限度額28,000円 4 円
5	限度額35,000円 円	限度額35,000円 5 円
6	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 6 円
7	限度額28,000円 円	限度額28,000円 7 円
8	限度額35,000円 円	限度額35,000円 8 円
9	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 9 円
10	限度額28,000円 円	限度額28,000円 10 円
11	限度額35,000円 円	限度額35,000円 11 円
12	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 12 円
13	限度額28,000円 円	限度額28,000円 13 円
14	限度額35,000円 円	限度額35,000円 14 円
15	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 15 円
16	限度額28,000円 円	限度額28,000円 16 円
17	限度額35,000円 円	限度額35,000円 17 円
18	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 18 円
19	限度額28,000円 円	限度額28,000円 19 円
20	限度額35,000円 円	限度額35,000円 20 円
21	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 21 円
22	限度額28,000円 円	限度額28,000円 22 円
23	限度額35,000円 円	限度額35,000円 23 円
24	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 24 円
25	限度額28,000円 円	限度額28,000円 25 円
26	限度額35,000円 円	限度額35,000円 26 円
27	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 27 円
28	限度額28,000円 円	限度額28,000円 28 円
29	限度額35,000円 円	限度額35,000円 29 円
30	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 30 円
31	限度額28,000円 円	限度額28,000円 31 円
32	限度額35,000円 円	限度額35,000円 32 円
33	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 33 円
34	限度額28,000円 円	限度額28,000円 34 円
35	限度額35,000円 円	限度額35,000円 35 円
36	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 36 円
37	限度額28,000円 円	限度額28,000円 37 円
38	限度額35,000円 円	限度額35,000円 38 円
39	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 39 円
40	限度額28,000円 円	限度額28,000円 40 円
41	限度額35,000円 円	限度額35,000円 41 円
42	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 42 円
43	限度額28,000円 円	限度額28,000円 43 円
44	限度額35,000円 円	限度額35,000円 44 円
45	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 45 円
46	限度額28,000円 円	限度額28,000円 46 円
47	限度額35,000円 円	限度額35,000円 47 円
48	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 48 円
49	限度額28,000円 円	限度額28,000円 49 円
50	限度額35,000円 円	限度額35,000円 50 円
51	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 51 円
52	限度額28,000円 円	限度額28,000円 52 円
53	限度額35,000円 円	限度額35,000円 53 円
54	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 54 円
55	限度額28,000円 円	限度額28,000円 55 円
56	限度額35,000円 円	限度額35,000円 56 円
57	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 57 円
58	限度額28,000円 円	限度額28,000円 58 円
59	限度額35,000円 円	限度額35,000円 59 円
60	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 60 円
61	限度額28,000円 円	限度額28,000円 61 円
62	限度額35,000円 円	限度額35,000円 62 円
63	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 63 円
64	限度額28,000円 円	限度額28,000円 64 円
65	限度額35,000円 円	限度額35,000円 65 円
66	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 66 円
67	限度額28,000円 円	限度額28,000円 67 円
68	限度額35,000円 円	限度額35,000円 68 円
69	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 69 円
70	限度額28,000円 円	限度額28,000円 70 円
71	限度額35,000円 円	限度額35,000円 71 円
72	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 72 円
73	限度額28,000円 円	限度額28,000円 73 円
74	限度額35,000円 円	限度額35,000円 74 円
75	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 75 円
76	限度額28,000円 円	限度額28,000円 76 円
77	限度額35,000円 円	限度額35,000円 77 円
78	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 78 円
79	限度額28,000円 円	限度額28,000円 79 円
80	限度額35,000円 円	限度額35,000円 80 円
81	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 81 円
82	限度額28,000円 円	限度額28,000円 82 円
83	限度額35,000円 円	限度額35,000円 83 円
84	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 84 円
85	限度額28,000円 円	限度額28,000円 85 円
86	限度額35,000円 円	限度額35,000円 86 円
87	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 87 円
88	限度額28,000円 円	限度額28,000円 88 円
89	限度額35,000円 円	限度額35,000円 89 円
90	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 90 円
91	限度額28,000円 円	限度額28,000円 91 円
92	限度額35,000円 円	限度額35,000円 92 円
93	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 93 円
94	限度額28,000円 円	限度額28,000円 94 円
95	限度額35,000円 円	限度額35,000円 95 円
96	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 96 円
97	限度額28,000円 円	限度額28,000円 97 円
98	限度額35,000円 円	限度額35,000円 98 円
99	(1+2)限度額28,000円 円	(1+2)限度額28,000円 99 円
100	限度額28,000円 円	限度額28,000円 100 円

※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げ

◎ 公的年金に係る雑所得の計算欄

年金の収入金額	キ		円
---------	---	--	---

年令65歳以上の人（昭和35年1月1日以前に生まれた人）		公的年金等に係る雑所得の計算	
公的年金等の収入 金額（キ）		公的年金以外の合計所得金額※	
		～10,000,000円	10,000,001～20,000,000円
		20,000,001円～	
～3,299,999円	キ-1,100,000	キ-1,000,000	キ-900,000
3,300,000円 ～4,099,999円	キ×0.75-275,000	キ×0.75-175,000	キ×0.75-75,000
4,100,000円 ～7,699,999円	キ×0.85-685,000	キ×0.85-585,000	キ×0.85-485,000
7,700,000円 ～9,999,999円	キ×0.95-1,455,000	キ×0.95-1,355,000	キ×0.95-1,255,000
10,000,000円～	キ-1,955,000	キ-1,855,000	キ-1,755,000
計算結果	⑦		円

年齢65歳未満の人（昭和35年1月2日以降に生まれた人）				
公的年金等の収入 金額（千円）		公的年金等に係る雑所得の計算		
		公的年金以外の合計所得金額※		
		～10,000,000円	10,000,001～20,000,000円	20,000,001円～
～1,299,999円		千－600,000	千－500,000	千－400,000
1,300,000円 ～4,099,999円		千×0.75－275,000	千×0.75－175,000	千×0.75－75,000
4,100,000円 ～7,699,999円		千×0.85－685,000	千×0.85－585,000	千×0.85－485,000
7,700,000円 ～9,999,999円		千×0.95－1,455,000	千×0.95－1,355,000	千×0.95－1,255,000
10,000,000円～		千－1,955,000	千－1,855,000	千－1,755,000
計算結果		⑦	円	